

湧止の名稱は「カブキ止メ」といふ方法によれり。各村より大木杭を出す。特に中之郷の大聖寺・淨妙寺より普請用の大松材を出し、杭をうち大木を横たへ川舟を埋む。最後の四五間に至りし時人足共必死となりて働き、遂に持ち來りし鑿・筥・辨當箱など手當り次第に投げ込み辛うじて其の功を奏せり。破堤の翌月八日なり。但し一回二回は失敗にて三回目に漸く成功したるなり。

2 洲入のこと。  
赤澁東法性寺の西は一帶に洲入となり、明治の初年まで州山と稱する不毛の地五六ヶ所あり。現今はなし。(大正十一年)

3 救助のこと。  
當年凶作甚だしく、現今の六ツ美一圓十月となりても收穫すべきものなく「鎌はいれども萬牙はいらぬ」といひて穀類の如き少しも稔らず、岡崎藩主より豆・綿等の救助をうけしといふ。

4 逸話數件。

1 上青野の菅沼安右衛門・赤堀勝右衛門・赤堀甚藏等力を極めて三問の杭を投入し湧止工事に功を奏せり。岡崎藩より米若干を褒賞せられたり。

2 三度目の湧止には上青野の孫八が働き目ざましかりし由なり。

3 中之郷の伊兵衛老人の記憶談に曰く、「湧止の時見に行つたら淨妙寺(その當時は淨妙寺は天白にありし由)の茶の木の枝が水の被る調子に頭を出したり匿したりして子供心に可笑しかつた。盟にのつて流れにそつてするく」と下の方へ來て長嶋(今の長嶋暮太郎氏)の所まで流れてしまつて家へ歸るのに中々上れぬので困

つた。』云々。

法性寺西の洲よせの賃金一日に三百匁であつた。

第七節 大地震(紀元二五二二、嘉永五年十一月)

嘉永五年十一月三日大地震あり。家屋の倒潰せるもの數十戸、地面の龜裂せる所又十數箇所、實に慘狀を極めたり。この時信州善光寺附近は其の震源にして人畜の慘死數百に上れりといへり。

第八節 三嶋切れ(紀元二五四二、明治十五年)

明治十五年九月下旬より霖雨打續き、特に三十日の朝より豪雨盆を覆すが如く諸川皆警戒怠らざりしが、久後崎は舊岡崎藩の時より水越堤と言ひて甚だ低かりしため、百方護衛に努めしも遂に其の効なく、十月一日夜に入りて凡そ四五十間程決潰し、下流碧海郡・幡豆郡・額田郡の三郡に亘りて六十九箇村に及び、良田三千餘町歩一面湖水の如くなり、浸水家屋二千に餘り、流失戸數三十餘、溺死三十七名に及び慘狀言ふ能はずと言ふ。古老の言によりて當時の狀況を記さん。

一、本村中家屋に浸水せざりしは中之郷・高橋・上青野のみにて他は全部浸水せり。

一、上和田・井内・下和田・野畑・國正・坂左右・中村の東方の田畑の上を家屋の破れ及び家具等列をなして流れ行き中嶋以南に至りて水流緩かになりて多く此處にて拾はれたりといふ。

一、本村内の決潰したるは野畑村字森越・坂左右字郷東・中嶋の井龍の防水堤三箇所にて皆西に切れたり。

一、本村にて救助せられたるものあり。舊三嶋村大字久後崎(當時流れ久後とて里人久しく家屋を建てる事を厭ひし所)大濱屋夫婦流木にすがりて野畑東に來り助けを呼ぶ。堺彌市氏流れに従つて之れを追ひ、字森越の堤防切の場所より西へ流れ入りたる時裸体となりて飛び込み其の夫を救助したり。妻は額田郡若松村に於て救助船によりて助け上げられたり。人命救助の賞狀左の如し。

明治十五年十月一日夜男川洪水堤防決潰住家流亡水中に浮沈、死に瀕する牧仙太郎なる者を認め危難を冒し游泳救助候段奇特につき其の賞金として一圓五十錢下賜候事。

明治十八年六月八日

愛知縣令從五位 勝 間 田 稔

一、此の滯止は翌日直ちに開始、水下各村より屈強の者を選抜して柱を切りて水中に立て近所の立樹幾百本もなく切倒して投げ入れ土俵と共に之をしづめ、三日目の夜明には竣功せり。幸にして一日より晴天となりしを以て工事の作業には大いに便宜を得たりしといふ。

一、被害は上村は水の干上り早かりし故其の害も割合に少なかたしが、在家・両三ツ木・安藤・中嶋・中村・正名・定國の地は三日乃至四日間浸水稻穂を見ざる程なりし故、中には腐敗して收穫皆無の所もあり、良好の所にて三俵の收穫を出でず、其の上に米質不良にして當時上米一俵四圓位なりしに一圓五六十錢の價格にて賣行はれたり。麥を混食すれば粘りあるも、米のみにてはばさくして味非常に悪しく近時の外米の如くなりしといへり。

一、被害を少なからしむるには水中の穂を竹にて洗ひ泥を落す可也。之れは當時水害調査の爲め又は物の運搬の爲め船にて通行せし所が、自然に船又は水棹にふれて泥の洗ひ落されし所のみは成熟したるによりて之れを知られたりと云ふ。(古老の言)

一、この決潰により其の害の恐るべきを知り堤防の改修工事の必要を痛感し其の進行を促し、明治十八年に至りて竣工せり。今の堤防即ち之れなり。

一、久後崎に溺死者の碑あり。文に曰く、

明治十五年十月一日依洪水近町村の者四十三名溺死爲追悼建之

在家村——村松定四郎・妻みか・娘みつ・しゆん、以下略。

一、この三嶋切れの時大字中嶋字井籠の防水堤學校南の所にて決潰し、泥水物凄く渦巻き流る。この時早川龍介氏之れを見て滯止工事をなさんとして準備を命じ、村民を督して直ちに築き止めんとせしも、水勢激しく人夫も一時僻易せり。早川氏之れを見て自ら眞裸となりて水中に投じ人夫を勵まさるれしが終に不可能に終れり。依つて直ちに縣道の嵩上をなし之れによりて食ひとめたり。この時田も畑も道も一面の湖となり交通杜絶し焚出しをなし舟を用ひて細民救助の事に従へり。其の時三艘の濱船帆を巻きて威勢よく此の現場に着せり。之れ愛知縣大書記官野村賀真氏始め黒川土木課長以下監督官廳の諸役人なりき。早川氏は之等の人々と協議し相共に岡崎へ行き前後の處理につくされたり。

この洪水は天白切と齊しく水嵩大なりしが、三嶋における滯止順調に進行せし爲め十日位にして交通も復舊し家屋等の汚物取片付も出來たり。

#### 第九節 鹽雨(紀元二五四五、明治十八年)

明治十八年七月三日暴風雨あり。翌日に至り田畑の作物皆萎凋す。人々怪みて其の葉をとりて嘗めたりしに稍鹽辛き味を感せり。依つて其の鹽雨たりしを悟れり。當時の主要作物は綿と藍とにして、綿は二番鋤を終り藍は二番草を取り、農の祝も今日と言ふ所にてこの難あり。人々皆顔色なかりき。若し芽をふき出す事もあらんかして數日を経過せしが依然發芽せずして漸次枯死するに至りしかば、七月十日前後に至り止むなく綿・藍等を倒して黍と作替をなしたり。然るに雨都合よく成育宜しく天災もなく、穂の長さ一尺、長きは一尺五寸のものも稀ならず、一反當り三石近き收穫を得たり。實に稀有の年柄なりき。明治十五年以來不作打ち續きし爲め食物不足を感じつゝありし時なれば、時人大いに喜び合ひて神は吾等に食を給へりとして感謝せりといふ。

#### 第十節 大地震(紀元二五五一、明治廿四年)

明治廿四年十月廿八日午前六時尾濃の地大いに震ふ。人家の崩壊算なく、人畜の死傷萬餘を數ふ。市街地は所

致候事。

明治十五年十月一日 大雨洪水、久後堤切れ流屋溺死者が多かつた。

同上記録に云、十月一日大雨降る、前代未聞の洪水にて岡崎市内地びくの町々家屋敷流れ樓  
馬揚橋元へ死人怪我人も有之夜通し大騒動翌日より追々所々風聞承るに碧海郡、幡豆郡、加  
茂郡、或は山を崩し、人家を潰し、所々堤押切、建物矢作川筋へ流候由、或は水門抜け等にて思ひ  
も寄らぬ所へ水入、菅生川假橋南の堤押切西尾の方迄大川出来、天白村迄大成沼出来、數日之  
間水引不申、大難義致候個所も有之、郡役所より助船等之救ひも有之候處、元來平日舟の手當  
無之に付、大不都合に候事。附本年七十歳以上の者も是迄迄覺無之旨申聞候、但、本年は雨多に  
て八月以來度々水出る。

六ツ英村誌に云、明治十五年九月下旬より霖雨打續き、特に三十日の朝より霖雨盆を覆すが  
如く、踏川皆警戒を怠らざりしが、久後崎は舊岡崎藩の時より水越堤と云ひて甚だ低かりし  
ため、百方護衛に努めしも遂に其効なく、十月一日夜に入りて凡そ四五十間程決潰し、下流碧  
海郡、幡豆郡、狐田郡の三郡に亘りて六十九箇村に及び、真田三千餘町歩一面湖水の如くなり、  
浸水家屋二千に餘り、流失戸數三十餘、溺死三十七名に及び、慘狀言語に絶すと云ふ。

一、久後崎の地は、當時流れ、久後と叫んで久しく家を建つるを厭ふた。  
一、この決潰より被害の恐るべきを知り、堤防の改修工事の必要を感じて其進行を促し、明治  
十八年に至りて竣工した、今の堤防が即ちこれである、その記念として明治十八年四月十九  
日に建てられたる治水碑が、菅生川南堤防下にある。この治水の事に就いては明治時代の  
條に述ぶる事とする。

一、久後崎に溺死者追悼の碑を建てた、表面に南無阿彌陀佛、明治十五年十月一日依洪水近町  
村者四十三名溺死爲、其追悼建之としるし、裏面に溺死者の名を刻してある。今は治水碑の  
側に移された。

- 明治二十一年八月三十日 暴風雨。
- 明治二十二年九月十一日 暴風雨。三河灣に海嘯起り、沿岸の被害甚大、縣下の死傷八百七  
十五名、家屋の損敗一萬三千八百五十戸と云ふ。
- 同 二十四年八月十六日 暴風雨。
- 同 二十五年九月四日、同十三日。暴風雨、海岸最も烈し。
- 同 二十六年八月十八日 暴風雨、矢作川堤防決潰。
- 同 二十七年七月廿一日 大雷雨、約三時間にわたりて五百二十六箇所へ落雷した。
- 同 二十八年六月十五日 雷雨、巨大の雹降る。
- 同 二十九年八月三十日 大雷雨。
- 同 三十年九月二十九日 暴風雨。
- 同 三十一年八月廿三日 大雷雨。
- 同 三十一年九月六日 暴風雨、河水氾濫。
- 同 三十二年十月七日 大雷雨、暴風雨。
- 同 三十三年十二月八日 暴風雨。
- 同 三十五年九月廿八日 暴風雨。
- 同 三十六年六月廿二日 雹降り、大雷雨。

久後切れ

場所(乙川(菅生川)の名鉄本線の少し上流南岸、三鳴切れとも呼ばれました。明治一五年一〇月一日この堤防が切れて、下流の幡豆までの村落69ヶ村が水浸しになりました。この水は昔の川筋に沿って流れたことが予想されます。歩いてみますと万有製菓の会社から占部川沿いに、今でもはつきり川筋と分かる地形が残っています。

古くから久後崎の地は「流れ久後」と言われ、家を建てることを避けてきたそうです。又ここは水越堤(越流堤)になっていたので、乙川の水位がある程度以上になると水があふれる仕組みになっていたそうです(乙川の下流への水量を減らすために考えられた工法)。

この時の水難者追悼碑は名鉄の久後崎ガード付近から移設されたそうですが、現在碑のある所が堤防の切れたところで、少し前まで池になっていたそうです。そしてその池を埋めて果土木事務所(資財置場)になっているわけです。この水害で3000haが水浸しになり、死者は43名だったそうです。

大円寺の北からふき出た水は、矢作川とは逆に北へ向かって流れ、今の水郷公園の所にあった大門池へ流れていました。大門の水争いというのは、水が多すぎて排水のための水争いであったそうです。(第27話)

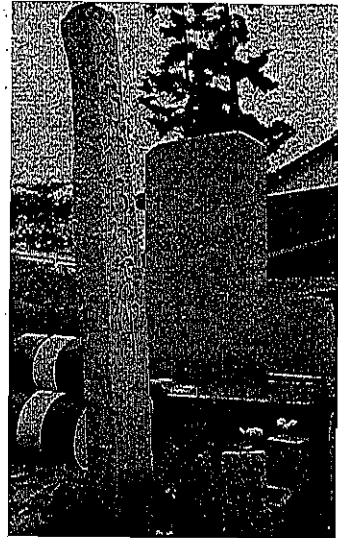
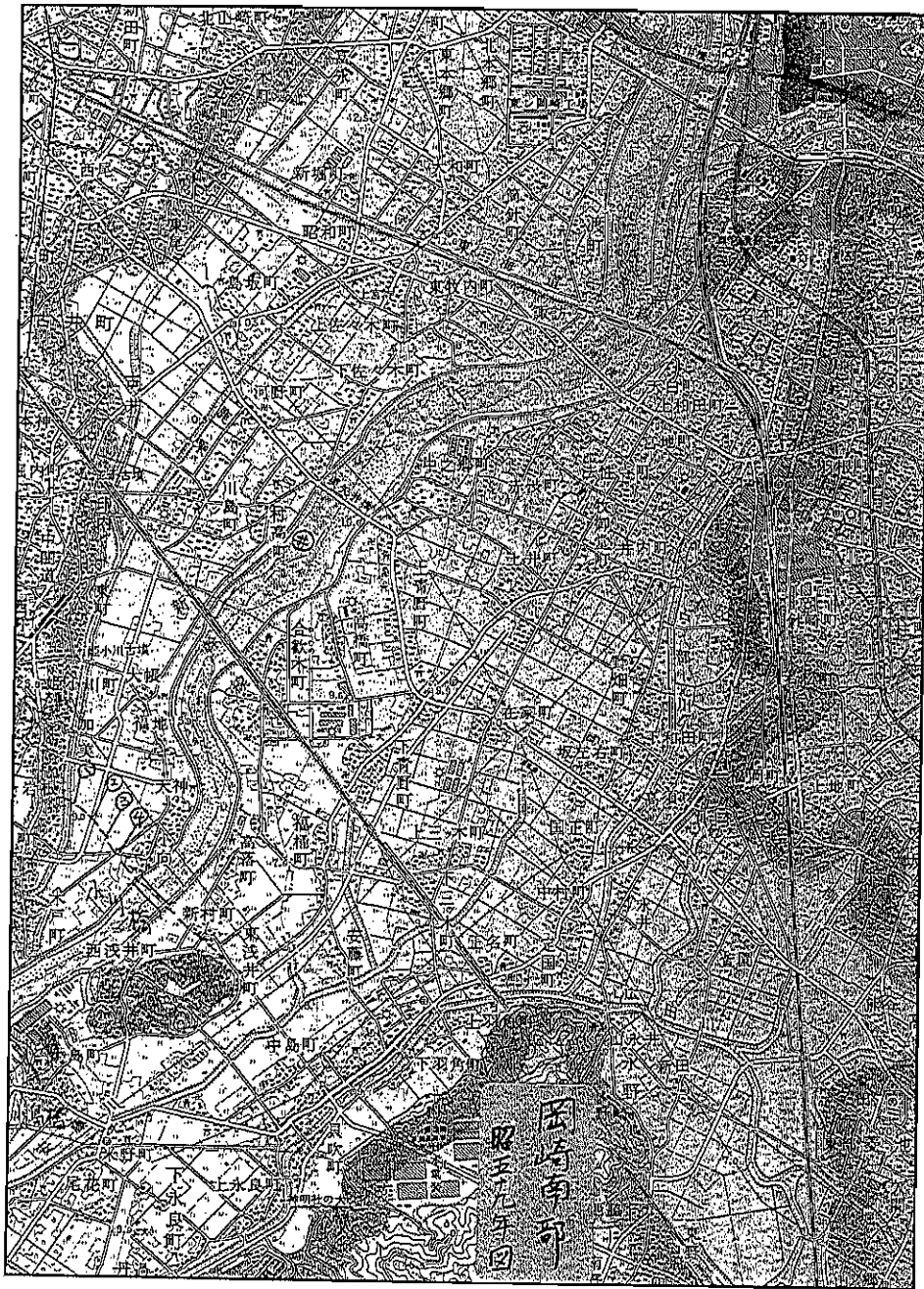
味噌粕岩遺跡は、国道248号沿い新青木橋の南約200mの小さな祠のある所にありました。昭和五年に完了した区画整理以前まで、変成岩の露頭があり、弥生時代中期初頭の土器片が見つかって、この地方最初の農耕文化がここに根をおろしたことがわかりました。この地名は区画整理以前は井ノ口町字深田と言ったそうです。(第29話)

寛永二年(1625年)と宝永二年(1705年)の二度にわたり、矢作川は八剣神社の東、野越で決壊しました。これによって今の水郷公園の所に大きな池ができました。(第38話)

上里神社は昭和一七年矢作川改修工事の為、堤防上にあった上の切と下の切の神社を移転して合併されました。(第94話)

明治二十四年の岡崎南部の地図 1/5万





水難者追悼碑 三郡輪中治水碑

岡崎南部の明治時代の地図をみて  
 天白から丁R東海道線に沿った占部川沿いと、法性寺の  
 西を南下する川筋、あるいは上野野の西を南下する高橋用  
 水沿いに昔川が流れていたような地形です。  
 村高と合歓木の間の矢作川の中州がかなり大きかったこ  
 とが分かります。

そして広大な菱池の跡が何えます。  
 久後切れの場所にもう一つの石碑があります。それは  
 「三郡輪中治水碑」です。三郡とは忍海・額田・幡豆郡の  
 三つです。この碑文からは次のような事柄が読みとれます。  
 “大雨になれば乙川南堤が低く、その水は南の69村に被

害を及ぼす。そして幸田には菱池があつて、そこへ集まっ  
 た水は西へ流れて広田川を経て矢作古川に流れる。矢作古  
 川には小焼野の地に堰があつて、勾配が緩やかなために水  
 はけが悪かった。矢作古川の派口（矢作川から分派する所）  
 を浚せつしても思うように用水は確保されなかった。そこ  
 でまず地形の最も低い須美川を明治一四年に改修した。各  
 河川の改修を進めようとして居るとき明治一五年の洪水と  
 なり、テンボを早めて改修が進んだ。乙川の北岸は菅生町  
 から板屋町まで850間、矢作川堤防は六名村乙川下流よ  
 り西尾の古川派口まで4675間高さ広き旧堤のおおむね  
 2倍とした。そして古川の西に矢作川から直接水を取り入  
 れる用水を設け、小焼野の堰をとり外し、弓取川を塞ぎ、  
 わずかに枳樋を設けて用水の水のみ流すようにした。堰は  
 弓取川用水分派の所に設けられた。古川の川巾を一定にし  
 堤防改築（延長1424間）を行なった。安藤川は福島新  
 田（岡崎市天白町）からはじまり矢作古川に合流する川で  
 あるが、排水が悪いために、古川と合流する直前で小さな  
 水路を古川東岸に沿って設け、用水としての使用は高橋用  
 水を導き、安藤川は専ら排水機能を持たず工事を行なった。  
 広田川は菱池からはじまり、安藤川と同様、徒来からあつ

た三つの堰は取り除き、用水としては高橋及び占部用水を使い、古川に合流する付近に小さな水路を設けた。このようにして広田川も屈曲をなくし、川巾を広げた。菱池に流れこむ各河川の中でも相見川は雄工事を施し、七つの川を横断して、悉くそれらの水を集合させるというものであった。占部川は慶長年間に開削された。その頃は國正・中村・定国・正名の四ヶ村（俗に占部郷という）の用水であったが、取入口の水門を改築し、用水の断面も大きくして、寛政を占部川・柳川等に設け、下流の幸田や永野村まで導いた。高橋用水は矢作川の美矢井橋の少し下流から既に導いて居たが、取入の水門を改築し、安藤川に笈を架け、下中島村から分かれて一つは江原村へ、一つは水良村を経て広田川に笈（懸樋）を架け駒場・室・善明・華蔵寺をうるおす。以上が三郡治水の概要であり、東海愛知新聞（昭和五十一年鈴木重一氏の記事）を参考にしました。

岡崎市史3巻333ページによれば――

矢作川と乙川の合流点は立嶋（琉球島）という島になっていて、その大きさは、長さ150間、巾26間程でした。明和・安永の頃、そこへ通ずる橋があったのですがその後流水の変化のため地続きとなりました。――

合飲木切れ（1795年）は天白切れとも呼ばれ、正願寺の真西が切れたものです。この水害では、赤波の東、法性寺西から牧御堂の西にかけて、約18州が入り、明治の初年まで砂山があったというものです。

上青野切れ、文政八年（1825年）本光寺の真西で切れました。安藤・福桶・高畑・三ツ木・在家の部落まで浸水しました。この時の溜止めは美矢井橋西岸の村高や、小川橋東岸の浅井地区でも堤防が切れたために、楽に締切れたそうです。切れ口の背後の池は、明治二〇年まで残っていました。

天白切れは、1850年の時に死者が多かったそうですが、1852年の時は天白地内の大曲り付近で216区程切れました。

又、高落地内もこの時に切れ、天白で流れ込んだ水がここから出ていったということです。そしてその流れを利用して船も航行しました。

この当時の堤防の高さは1・5m位しかなく、在家、三ツ木地内は床上浸水し、この状態が約1ヶ月続きました。

美矢井橋は昭和九年九月二日の、室戸台風で一部分

応永六年（1399年）下和田郷の領主京極高詮は、「六名堤が出来たために下和田へ水が来なくなった。」という苦情を室町幕府に訴えたそうです。その結果伏樋を設け用水を引くことになったそうです。（市史研究第5号新行紀一氏）

一応、六名堤が1399年に出来た時に、乙川は名鉄本線から西へ開削し、久後崎堤を締切ったとされています。

「中之郷」（昭和五十六年地元発行の郷土史）より――  
弘治二年（1556年）頃までは堤防がなく、西も東も川があつて、川の中の郷ということから中之郷の地名が名付けられました。

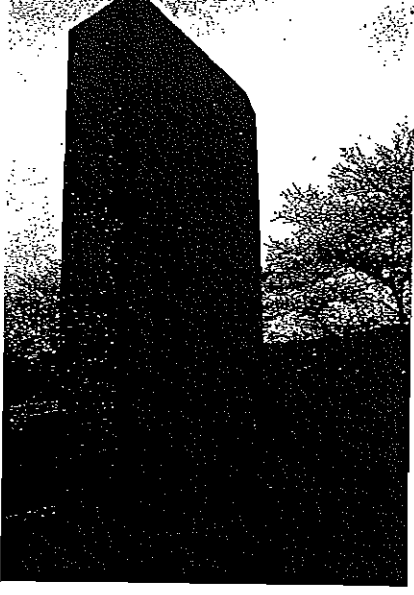
17世紀末頃に記録されたと言われる「百姓伝記」には昔は菅生川は明大寺村・六名村・和田村・井内村の東を南へ流れ、中島の下にて矢作川と一所につばみたるなり。今は岡崎城の南を切流し、矢作橋の6・7町下にて落合なり。しかも水引よく、難儀少なし。」と記しています。

流されました。この時に、上青野の鈴木浜次郎氏は、橋と一緒に小島橋まで流されましたが、助かりました。そして昭和一八年に陸軍大演習で痛んだ橋は、その夜ぐずれ落ちました。この時も丁度自転車で通行中の人が、自転車もろとも落ちて、重傷を負いました。この橋は又、昭和二三年の暴風雨でも流水によって、西方が40%流されました。――

「矢作川の変遷と改修」（吉田中学校加藤榮二氏著）によれば、六ツ美の法性寺の西を流れる川筋もあつたという事です。

岡崎市史の中の土呂山今昔実録（昭和五年11768年）によれば、本宗寺の西・南・北三方は湖水渺々と濛え白浪腰を巻いて麓に数多の船を繋ぐ……と書かれています。当時の様子が伺えます。

又、同市史に「八帖の下手の川崎に、天文十一年（1542年）の頃には矢作の勝蓮寺がありました。その後一時期伊勢に移って後、現在の矢作の地に移された。」とあります。ということは先に記述しました大門の地から、矢作川と乙川の合流点の川崎に移ったということになるのでしょうか。



### 30 三郡輪中治水碑

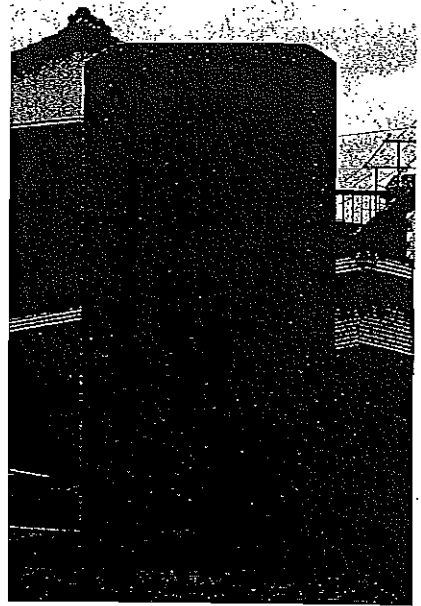
明治15年10月1日大雨洪水により久後崎の地で乙川決潰し、その害は碧海・幡豆・額田の三郡にわたりて69か村に及び、良田三千余町一面湖水のごとくなつた。この決潰により堤防の本格的な改修工事の必要性が叫ばれ、明治18年に至り堤防が竣工、それを記念して建てられたのがこの治水碑である。碑文は飯田俊撰文、内田不賢書になる四千字程の漢文である。

### 三郡輪中治水碑

夫水漚而為湖流而為川、可飲可灌可浮載而漚、自日用推至生物之多、其利不可一日闕於世、然秋潦猝至忽漲溢乎、平地其害及物而至、夫洪水破堤漫漚流家亡田、則其勢不可制、嗚呼濟民之急無大於水之政矣、余曾屢來住三河略地形、其為州也得名於河而眉山故高低相望偏於燥濕以是旱災水害固不能免、爰建侯之世分土異政、則雖接界而民心趨歸動輒生異議、矧如三河封土采邑犬牙相錯知其利害而不得與除者最多乎、今則霸者之迹熄王政固一天子使賢官明吏相繼圖治維新之澤寢將普洽焉、額田郡乙川以南十七村、碧海郡矢作川以東二十六村、幡豆郡矢作古川以東二十六村地形相接、長流圍繞乎、西北層嶺連互乎、東南而其隅有菱池、凡水之出於東南者皆委之西流入矢作古川、曰廣田川北部諸村惡水合流乎西南漸西入矢作古川、曰安藤川南山衆溪之水湊合乎西入矢作古川、曰須美川地形最低如矢作川、矢作古川川底高於田數尺、加之古川中流有小燒野之堰、安藤川下流有江原之堰、廣田川有中島水良室之三堰、川流為之所障寒惡水常澀滯、六十九鄉免其害者十中不過二三、至安藤廣田川之下流及矢作古川以西村落則地形漸高、常苦用水不足、雖設小燒野江原等之五堰以供灌溉、而堰高則上流惡水益澀滯、故其程度不許超過、夏時一旬不得雨則川水忽涸、大雨則乙川南堤之低其水漲溢乎、南六十九鄉無一不被其害者、而矢作川及古川堤防亦不完全屢破決故水害甚於旱災、幡豆那則矢作古川東西七十九鄉取用水於古川、然古川派口每歲填塞、村民雖竭力於浚疏、隨疏隨填水量不足、僅以安藤廣田之餘水補之、而諸村猶苦乏、既繞以長流而其失利布害者如此、是水之不治也、郡民之不幸豈其細也歟、於是測量其地形、將大有所改脩焉、

試計圖工方、自須美川流砂之折止至廣田安藤二川之改脩、其間凡有十項之工、而其業相待而成者、乃不得不兼之於一時、而其費亦要巨財故顧慮人心民力者殆二年、至明治十四年先脩須美川示其功、民心頗有所曉、至十五年詳陳其方法規畫以諭之郡民、始悟施法之無偏、信除害之得、全宿疑渙然冰釋、皆欲速成之時偶有洪水、矢作川其他數所破決、最甚則乙川堤防破潰、其害延及六十九村、良田三千餘町為一面湖水、浸家屋三千餘、而流亡者三十餘戶、溺死者三十人、民咸昏墊慘狀不可言、上下僉云是豈可一日緩之乎、縣會之議立決十項之工、一時而起所謂不幸之幸者耶、以起竣之功雖少有遲速率不一歲而庶績殆成、但如矢作川堤防則隨其緩急逐次改脩、至明治十八年始竣其功、今欲錄其底績、蛛網縱橫不可端倪、故廢其次序記之自乙川始焉、蓋以成功之源出其破堤也、乙川者發於額田郡之山北下流漸長大西流入矢作川、而其流路北接岡崎城市南通明大寺久後崎六名上六名四郎乃三郡六十九村之咽喉也、然方岡崎藩之時定其程度、低南堤俗稱之水越堤以防城市漲溢之害、廢藩之後猶守其規、故每洪水南岸沿村不免汎溢之患、至延及之害則有若前所記者、又何藩政苛刻之甚也、於是實測其地形、先除洪水衝突之林石、更退舊綠築新堤堅牢之以廣川流可久而不壞、北岸則自菅生村達岡崎板屋町、其長八百五十餘間又改築舊堤千三百四十五間、矢作川堤防者額田郡六名村乙川下流至幡豆郡小島那矢作古川派口、每有破堤乃退線築堤故新舊並存、於是無妨於川形者、不除新舊、順水勢矯正迂曲改脩之、其長四千六百七十五間、高廣堅壯率倍於舊、貫矢作川下流至碧海郡藤井村分為二流、南流於幡豆郡中央者稱古川、是即其東西七十九村灌溉之所繇也、而其派口常為本流水勢所壓土砂填塞、而浚疏之功屬徒勞者如向

所言、加之古川以東村落動為小燒野堰被水害、東西暨視不解者久、於是問派口浚疏、東開一水路於古川之西設開門、注疏矢作本流水以供七十九村用水而流入古川新堤百二十餘間幡豆郡小燒野輪中八村之地、東有古川西有弓取川、相繞如弓宛然一小嶼也、雖繞之以小堤一朝有洪水則古川水漲浸溢乎、八鄉全隳忽為池沼、蓋以小燒野堰遮沮水勢也、於是均一小燒野前面古川之廣狹、退數十步築前後一貫之堤防、以塞弓取川之首尾、僅以杖槓通其水而狹其川流、中流以上專備用水流路、其以下專充惡水放流、而廢小燒野堰更置堰於弓取川用水分派之所、改築堤防千四百二十四間、安藤川者額田郡福島新田碧海郡上和田等數村之惡水湊合至在家村始成川形、經上下三木中村定國正名福桶安藤下中嶋高畑村幡豆郡米野尾花小島江原十三鄉入矢作古川、古川水底頗高而小燒野堰江原堰遮其下流、上流村落苦惡水澀滯、曾於安藤川設一水門禦古川沂洄、而值洪水則為古川水潦所妨不能開之、橫溢益加、鄉民雖非無改脩之志、欲疏上流則下流告乏、欲利下流則上流訴害、彼此不和迭被水旱之害、於是欲施兩全之策、乃使諸村專取用水之便於高橋水路、而安藤川則只主惡水疏通、廢毀江原堰濬水底廣狹險、其長二千七百七間、新堤二千六百四十一間、而至其流末江原村將達古川更開一水路、沿古川東岸經和氣大和田高河原三村會廣田川、其長千四百三十五間、築堤千四百二十九間、廣田川者發於額田郡菱池、經菱池福岡碧海郡定國正名下中嶋幡豆郡水野上下羽角貝吹駒場室上下水良岡島高河原華藏寺十六村入矢作古川、而楠川柳川洲川占部川浚川之數流集會焉、然中島水良室三堰及古川小燒野堰遮沮上流惡水、此年被水旱之害者亦如安藤川、故改良之專取灌溉之利於高橋及占部用水、而以廣田川充惡水放流、毀除中



### 30 三郡輪中治水碑 (裏面)

裏面には關係した額田郡の15村・6町、幡豆郡20村、碧海郡26村の村名・戸長名を刻む。岡崎市久後崎町の乙川沿いに所在。

流三堰、矯正其屈曲鑿狹隘疏填塞、至華藏寺村將達古川更開一水路、接安藤川新鑿之水路沿古川東岸、至須美川流末岡山村、其長九百七十間、新堤合大小凡六百七十四間、菱池者其周三千餘間、諸山溪流之所會同、而水源皆諸山故土砂流失池底漸填塞、加之下流廣田川水行壅塞大雨則池水氾濫乎、四方耕地於是欲除其害支工最多、其一則周池築堤、北自福岡南經野場村抵永野村凡三千三百二十四間、其二則浚疏大狹間川山本川向川下手川新赤川堤防之新築及重脩、合之為千五百九十一間、其三則山添久保田長嶺後川前川石川赤川之七川皆相集入菱池、而每川土砂填塞、川底高於田丈餘、堤防屢為急水所壞、土砂被田其害最酷、於是新穿川路於坂崎村、自山添川橫斷七川悉集合、其水經高力北營田菱池三村入、名曰相見川、其長四千六百二間、堤防準之、而開鑿之功至險峻之間而甚苦、蓋支工中最奇而難者也、其四則改脩江尻川尾濱川豐川浚川柳川及廣田川上流之舊堤、其長凡四千二百三十五間、其五則楠川發於額田郡上地坂崎二村之間、合耕地惡水為一川、經上地福岡菱池三村入廣田川、而水源之山亦灌溉及降雨出水破堤填田者如山添久保田等之害於是新穿水路於山腹、其長六百一十間、以為溪流所通更鑿惡水路、其長九百四十八間、新堤千五百十四間、其六則栽松柵於坂崎高力嶺山二萬七千三百株欲扞山土砂之流出也、洲川者發於額田郡上地若松二村山間經福岡村入廣田川、而其源亦童山其害如前、於是改脩水路淺鑿川底、其長千二百七十四間、堤防合新築重脩為二千七百七十五間、植上地若松等諸山以松柵凡七萬八千五百株、而於其溪間築溜池者二所橫截水路以防流砂、又欲以蓄水供各地用水也、幡豆郡六栗須美等諸村之溪流集合為須美川、流至岡山村入矢作古川、而土砂流出其害亦甚、浚疏之者係碧

海幡豆二郡十二村、而其害則各有緩急輕重故不一其心屢起爭論、意浚疏而不自覺其害及已愈多也、於是欲絕其害根、先分割其諸山五山五百餘町於各村使之、各任其責而植之以松柵四十萬株、又於溪間造防沙溜池、開二水路時注出其蓄水以供耕地灌溉一也合入數溪之水放流之於須美川一也其堤合二路九百六十二間深條川築堤三百六十九間、又於善明村溪流造溜池、亦為防土砂供用水也、凡植松柵自坂崎至須美川總為五十萬八千八百株、每嶺蒼然成色以往之孱弱可想矣、占部川者成於慶長年間開鑿始為國正中村定國正名四村用水、俗稱四村曰占部鄉而其源出於矢作川經額田碧海二郡之內福島上和田等十二村入廣田川、其後分流為額田郡福島新田等及碧海郡法性寺以下二十五村用水、然堤防最低而脆、大雨則憂氾濫之害、旱則苦分水之乏、於是新造開門高堅堤防其長四千二百十四間、更於其東岸開鑿新渠導水於東南、其長九百二十三間、又分水路為二流、南則架寬於廣田川達菱池之西、東則架寬於柳川達菱池之東、其間穿小渠引用之於福岡村耕地、又於占部川流末架寬於廣田川達幡豆郡永野村新堤合大小為二千六百五十三間、高橋用水者發於矢作川既供碧海郡高橋合飲木福桶安藤幡豆郡高落新村東淺井七村、而猶有餘水、於是改脩之、併供碧海郡下中島幡豆郡上下羽角以下二十二村、先改造高橋村原橋疏鑿注口、自原橋經高橋上下青野福桶四村架寬於安藤川至下中島村分為二派、一則導之西南達江原、一則南流經上下永良二村架寬於廣田川至駒場及室善明華藏寺人須美川、二水路新堤合之為三千六十四間、於是三郡治水之工畢、咸如其素、抑數工之地造開置樞設架橋、其他築造之小者不知幾百、然其大如前、其細可畧也、而總致工則永免旱災水害收豐稔之功者三郡之內百四十八也、豈非一大工事歟、合衆

費則金十五萬三千五百五十八圓餘也、人或議其巨額、而未知其實耳、成功之後屢經大雨、又有十六年非常之旱、而一不見其害、非實功乎、試以十六年之收穫比較之於改脩之前年、得一萬九千三百三十七石之增收、既足以一歲所增償工費之半、非實利乎、然則一時也永世也、損益之相距果如何哉、其於工事也撰材任能使之無推諉者縣令國貞康平君、大書記官野村賀真君也、視勢察機計畫中肯者土木課長黑川治恩也、贊成之使郡民奮起者額田郡長竹本矩樹、碧海郡長市川一貫幡豆郡長所重禮也、其他縣官土木課員荒木謙三伊藤正安井田宮濱島豐中野壯一梶原林深山田熊三郎及額田郡書記附柴恒太郎加藤保寺井明延碧海郡書記水野善十郎真行寺政雄宮田誠吉幡豆郡書記脇屋義純藍原規樓井博齋藤重太郎各分擔其工、出董督之其功亦大矣、而可最感者則郡民協和相與出巨萬之金、而欣々然子來繁誰之力也、曩有明治用水之功、蓋三河第一偉業也、其功澤之大松方內務卿及佐野大藏卿賞贊之、各刻其辭於石、其事歷則詳於國貞縣令所記之碑文、而今以此工事為居第二者是咸非驟分土之陋習、一變而何耶、即聖澤之光輝發越乎今日者猶嗟美矣宜乎、郡民之不能徒己、欲刻諸碑以傳不朽也、為之終代者來乞余撰其文、於是余往巡其地者數日、觀水路行所無事而膏澤遍矣、察民情信及豚魚而喜色著矣、是不記也、孰可記之也、乃畧其細、而記其大、特俾來者知其功所原云爾、明治十八年四月十九日竹塙飯田俊撰、內田不賢書

愛知縣令從五位勝間田稔題額

志賀國五郎

鐫

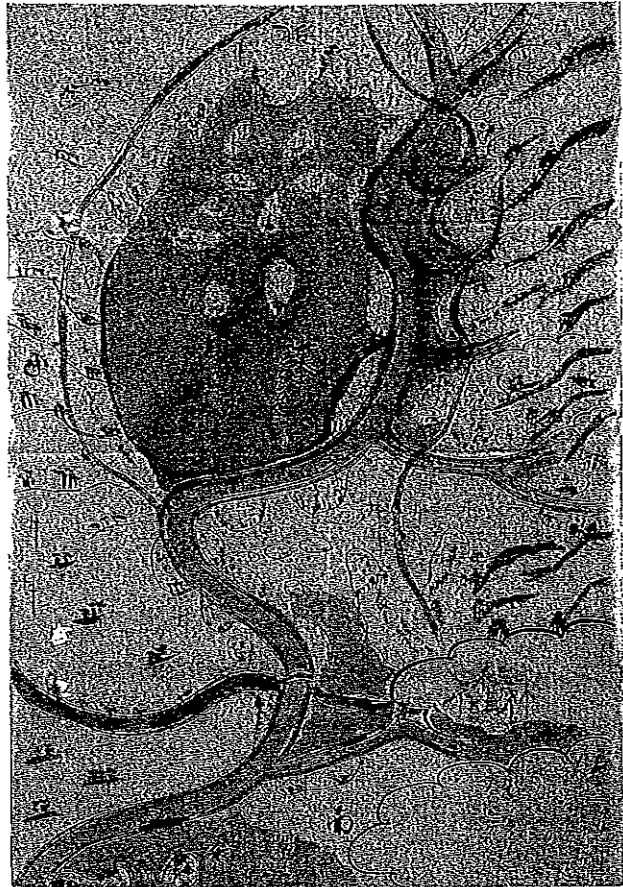


## 乗越堤

乗越堤というのは越流堤で、低く設定した堤防より水を溢れさせて堤の被害をくい止めるもので、一部の地域が犠牲になる。矢作川筋では右岸側の宗定村・中切村（豊田市）、左岸では野見村（豊田市）のそれぞれ堤が、また、支流の乙川筋久後崎の三島堤（岡崎市）が乗越堤であった。「三河国西加茂郡誌」によると、野見村の場合は、ほかの堤が高さ3間ないし3間3尺、馬踏1間3尺ないし1間5尺、敷8間ないし9間5尺であるのに対して僅か高さ6尺、幅6尺しかなく、河水の漲溢に備えるものであったという。

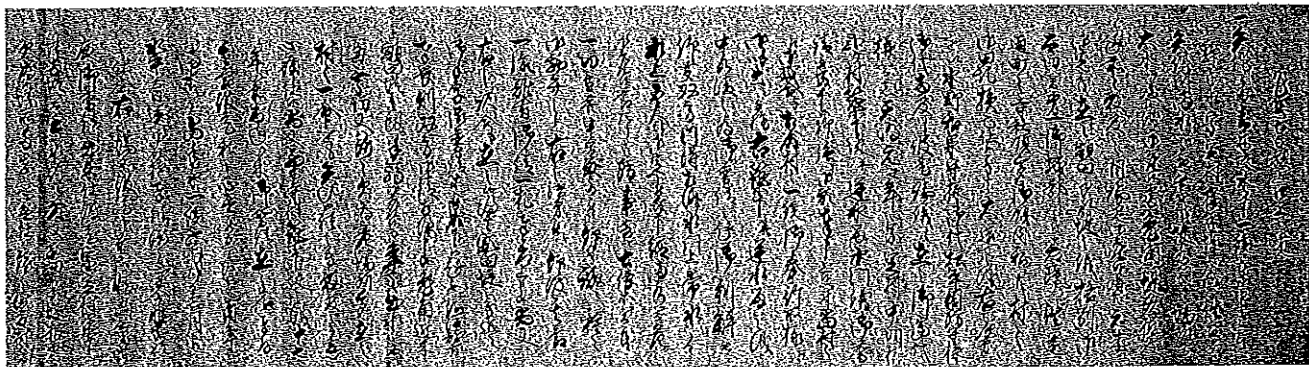
乗越堤が設定されるについては理由がある。乙川筋久後崎の堤は明治18年の「三郡輪中治水之碑」に「低南堤俗称之水越堤以防城市漲溢之害」とあるように、岡崎城の水害を防ぐために低く設定されていた。宗定村・中切村の堤についても、岡崎城を控える対岸の額田堤を守るためであるとされる。いわば領主によって意図的に設定されたものといえる。

具体的な事例で宗定村・中切村の堤をみてみよう。宗定村と中切村地内矢作川通松原というところは、往古より対岸の額田手永村々の堤を守るための水開き乗越場所、水野家（岡崎藩）支配時代まで堤形はなかったという。宝暦13年（1763）幕府領になった時に松原の地に新堤普請、丁張をする計画が出た。領主交代の折りを見て堤普請を図ったわけである。しかし、額田堤沿いの村々の反対で普請差し止めとされている。その後も宗定村・中切村から堤上置などの要望が出されているが、対岸の額田手永の村々の反対でいずれも実現していない（額田手永大庄屋内田家文書）。



36 嘉永3年洪水絵図

嘉永3年7月21日の洪水状況を描く。川端村での切口により上野地域が浸水している様子がよくわかる。



37 額田手永村々願書 文化2年

宗定村の堤は往古よりの水開場所であるために、同所での堤上置は城郭を守る額田手永堤の差し支えになるとして、上大門村ほか額田手永村々が同所での普請とりやめを求めたもの。